

広島県生活環境保全条例に基づく駐車場管理者等の責務について

大気汚染物質・温室効果ガスの排出削減や騒音の低減を図るため、平成15年10月7日に交付した「広島県生活環境の保全等に関する条例」により、一定規模以上の駐車場設置者・管理者に、駐車場利用者へのアイドリング・ストップ（原動機の停止）の周知を義務付けました。

対象となる方は、駐車場利用者へアイドリング・ストップの周知をする必要があります。

1 対象となる方

駐車のために供する部分の面積が500㎡以上又は自動車（注1）の収容能力が40台以上の駐車場の設置者・管理者

2 義務の内容

1の駐車場設置者・管理者は、駐車場を利用する者に対して、看板、放送、書面等により、駐車時は自動車の原動機を停止すべきことを周知しなければなりません。

（看板例：駐車するときは、アイドリング・ストップをしてください！

広島県生活環境保全条例で義務づけられています。）

3 施行期日

平成16年10月1日から

【参考】

条例では、全ての自動車等（注2）の運転者について、駐車時に自動車等の原動機を停止しなければならないとしています。

ただし、緊急自動車を緊急用務に使用している場合などは除かれます。

条例の詳細は、県の環境情報サイト「[ecoひろしま](http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/hiroshima)」の「「広島県生活環境の保全等に関する条例」の制定について」のページを御覧ください。

【参照URL】：「広島県生活環境の保全等に関する条例」の制定について

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/a-topics-151016jourei-index.html>

（注1）自動車：駐車場法に規定する自動車

（注2）自動車等：道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車（二輪を含む）、軽自動車（二輪を含む）、大型・小型特殊自動車、原動機付自転車

お問い合わせ先

	機関名	住所	電話番号
	広島県環境県民局 環境保全課	広島市中区基町 10-52	082-513-2917 (ダイヤル)
県 の 地 方 機 関	西部厚生環境事務所 環境管理課	廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-1181 (代表)
	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	広島市中区基町 10-52	082-513-5514 (代表)
	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400 (代表)
	西部東厚生環境事務所 環境管理課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911 (代表)
	東部厚生環境事務所 環境管理課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011 (代表)
	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311 (代表)
	北部厚生環境事務所 環境管理課	三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181 (代表)